

● 条例制定の背景とこれまでの経緯

平成元年（1989年）に国連で「子どもの権利条約」が採択され、平成6年（1994年）にわが国でも批准して以来、札幌市では、条約の理念を、家庭、学校・施設、地域など子どもにかかわる様々な場面で広めていくための取組を進めてきました。

そして、市民と市が一体となって、子どもの権利の保障をより一層推進するため、子どもにとって大切な権利や子どもの参加の仕組み、権利侵害からの救済の仕組みなどを具体的に定める、「(仮称)子どもの権利条例」を制定することが必要と考え、条例案の検討作業を進めてきました。

平成19年（2007年）2月には、多くの市民の意見をもとに、「札幌市子どもの権利に関する条例案（当初の条例案）」を策定し、札幌市議会に提案しましたが、審議の結果、市民への理解が十分ではないなかで条例化されることで、家庭や学校現場等に混乱が生じるおそれがあるなどの理由により、成立には至りませんでした。

札幌市では、このことを踏まえ、条例制定の目的について、さらなる周知に努めるとともに、「札幌市子どもの権利条例検討会議（検討会議）」を設置し、より良い条例とするためにはどのような工夫が必要なのか、また、当初の条例案では盛り込まれていなかった、権利侵害からの救済制度の枠組みをどのようにすべきかということについて、検討を進めてきました。

そして、このたび、検討会議が策定した答申をもとに、当初の条例案に対する修正の方向性と、条例に盛り込む救済制度の項目案をまとめました。

● 条例制定の目的

① 自立した社会性のある大人への成長を支援します

子どもたちは、自分の権利だけでなく、相手にも権利があることを学びます。そして、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、さらに、相手のことも考えることができる、自立した社会性のある大人へと成長していきます

② 子どもの視点に立ったまちづくりを進めます

条例を制定し、学校・施設や地域などあらゆる場面で、子どもが参加する機会をつくり、子どもに住み良いまちづくりを進めていきます。子どもは、こうした参加の経験を積み重ねることで、まちづくりの担い手として成長していきます。

③ 子どもを権利の侵害から守ります

すべての市民が、いじめや虐待から守られる権利があるということを理解し、権利侵害が起きないような社会を目指していきます。

また、権利を侵害され、ひとりで悩み苦しむことがないように、子どもが利用しやすい救済制度を創設します。

